



自動車保険 商品改定のご案内

拝啓 皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より日本興亜損保の自動車保険につきまして格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本興亜損保では、これまで以上に「質の高い自動車保険」をご提供できるよう、2010年12月1日以降をご契約期間の初日とする自動車保険について、商品改定を実施することといたしました。

つきましては、商品改定の概要について次のとおりご案内申し上げますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

なお、今回の商品改定においては、損害保険料率算出機構(<http://www.nliro.or.jp/>)による参考純率の改定を踏まえた保険料水準の見直しに加え、日本興亜損保独自に割引の新設・拡大・縮小などを実施させていただくため、前年とご契約条件が同一であっても、すべてのご契約で保険料が変更となりますので何卒ご了承ください。

敬具

このご案内において、カーBOXとは「くるまの総合保険」、SIPとは「一般自動車総合保険」を指す商品名称です。

補償内容などに関する主な改定

1 運転者限定特約の改定

【カーBOX SIP】

① 「本人型」と「夫婦型」を一本化し、名称を「本人・配偶者型」とします。

② 「本人・配偶者型」については、「別居の未婚のお子様」を運転者の範囲から除外します。

※別居の未婚のお子様とは、記名被保険者またはその配偶者(内縁を含みます。)のいずれとも別居している、婚姻歴のないお子様をいいます。

<<<これまで「本人型」または「夫婦型」でご契約いただいていたお客様は必ずご確認ください>>>

改定後の「本人・配偶者型」では、「別居の未婚のお子様」が運転中の事故は補償の対象外とさせていただくことから、これまで「本人型」または「夫婦型」でご契約いただいていたお客様は、次のとおり運転者限定特約を変更してください。

○「別居の未婚のお子様」がお車^{*1}を運転される場合⇒「家族型^{*2}」

○「別居の未婚のお子様」がお車^{*1}を運転されない、または該当する方がいない場合⇒「本人・配偶者型」

*1 ご契約のお車または他車運転危険補償(特約)の対象となるお車をいいます。

*2 「別居の未婚のお子様」は、運転者年齢条件にかかわらず補償される点については、従来どおりで変更ありません。

2 弁護士費用等補償特約の改定

【カーBOX SIP】

① 補償の対象となる事故を「自動車の所有・使用・管理に起因する事故など」から、次の事故にまで拡大します。

a. 賠償義務者による自動車の所有・使用・管理に起因する事故

b. 補償を受けられる方が自動車に搭乗中の事故

c. ご契約のお車または他の所有自動車の事故(他の所有自動車は記名被保険者が個人の場合に限ります。)

▶ これにより、例えば、スーパーマーケットの駐車場に駐車中のお車に、ショッピングカートや自転車をぶつけられた被害事故(お客様に過失がない場合)などが弁護士費用等補償特約による補償の対象となります。

② 自動車取扱業者が業務として受託した自動車に搭乗中の事故については、補償の対象外とします。

3 新車特約の適用条件の緩和

【カーBOX SIP】

新車特約(車両新価保険特約)の適用条件のうち、「ご契約のお車の所有者が、初度登録(検査)の時点から変更されていない自動車(ワンオーナーカー)であること」を削除します。

▶ これにより、中古車として購入されたお車などであっても、ご契約期間の始まる月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して25か月以内であるなどの要件を満たす場合は、新車特約をセットすることができます。

4 【ドライバー保険】搭乗者傷害危険補償特約の改定

【ドライバー保険】

対人・対物賠償保険などの他の補償と同様に、保険金をお支払いしない場合に「記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中の事故」を追加します。

▶ これにより、業務として社有車を運転中に運転者や同乗者がケガをした場合などは、ドライバー保険による補償の対象外となります。

5 大口分割払の対象契約の拡大

【カーBOX SIP】

2台のお車を1保険証券でご契約いただくノンフリート契約について、それぞれの記名被保険者が次のいずれかの方である場合、割増保険料をいただくことなく、保険料を分割払とすることが可能となります。

- ①ご契約者
- ②ご契約者の配偶者(内縁を含みます。以下同じとします。)
- ③ご契約者またはその配偶者の同居のご親族
- ④リース業者がご契約者となる場合は、そのリースカーの借主(それぞれの記名被保険者が同一の場合に限ります。)

※1 ご契約期間は1年に限ります。

※2 分割回数については、「2回、4回、6回、8回、10回、12回」の中からお選びいただけます。(ただし、口座振替払の場合は12回に限ります。)

※3 レンタカーおよび教習用自動車はこの取扱いの対象外です。

▶ これにより、お車を2台お持ちの方が、それらを1保険証券でご契約いただくと、一般の分割払の場合に必要な5%の割増(口座振替払の場合)が不要となることから、分割払の場合は1台ずつご契約いただくより保険料がお安くなります。

保険料に関する主な改定

1 料率水準の改定

【すべての保険種類】

参考純率*の改定および近年の収支状況を踏まえ、保険料水準を見直します。

*保険料のうち、事故があった際にお支払いする保険金に充てられる「純保険料率」について、損害保険料率算出機構が、各保険会社からのデータに基づき算出した料率です。

▶ これにより、すべてのご契約で保険料が変更となります。なお、ご契約条件によっては、大幅な変更となることがございます。詳細につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

2 ノンフリート等級別料率係数などの改定

【カーBOX SIP ドライバー保険】

参考純率の改定の一環として、ノンフリート等級別料率係数(割増・割引率)を改定します。なお、改定の結果、1年間無事故で等級が進行したにもかかわらず、割引率がダウンすることのないよう、1年間の経過措置を設けます。(下表の太枠部分が経過措置を設けた割引率となります。)

※ドライバー等級別料率も同様の改定を行います。

<改定前後のノンフリート等級に対する割増・割引率>

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増・割引率(%)	割 増			割 引																
改定前	60	30	20	0	10	10	20	30	40	40	45	50	50	55	55	58	58	60	60	60
改定後①	52	26	10	1	10	17	23	30	33	40	40	45	50	50	55	55	58	59	61	63
改定後②	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63

※1 上表の「改定後①」はご契約期間の初日が2010年12月1日から2011年11月30日までのご契約に、「改定後②」はご契約期間の初日が2011年12月1日以降のご契約に適用する割増・割引率となります。

※2 等級すえおき事故があった場合は、前年と等級が同じであっても、等級に対する割引率の変更により、保険料が高くなる場合があります。

3 長期優良契約割引の改定

【カーBOX SIP】

20等級の割引率を拡大したことに伴い、割引率を5%から3%に変更します。

※長期優良契約割引の割引率は縮小するものの、20等級の割引率が60%から63%に拡大するため、長期優良契約割引を適用した20等級の割引率は、62%から約64%に拡大します。

4 エコカー割引の新設

【カーBOX SIP】

所定の要件を満たす電気自動車またはハイブリッド自動車を対象としたエコカー割引(3%)を新設します。

5 ゴールド免許割引の改定

【カーBOX】

運転者年齢条件が「26歳、30歳、35歳」以上補償の場合のゴールド免許割引率を7%から9%に拡大します。

※このご案内は「くるまの総合保険(カーBOX)」、「一般自動車総合保険(SIP)」、「自動車保険(BAP)」および「ドライバー保険」に関する2010年12月の改定概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

※ご契約の際には重要事項説明書の「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料の算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。

※取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室 0120-919-498
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お問合せは下記の取扱代理店まで